

○厚生労働省告示第三百五十四号

障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条の三第一項第二号の規定に基づき、障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第二号の規定に基づき共同生活住居費の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額を次のように定め、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第二号の規定に基づき共同生活住居費の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額

障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条の三第一項第二号に規定する共同生活住居費の基準費用額は、一万円とする。